

令和8年度熊本県文化的景観保存調査報告書作成業務嘱託員募集案内

1 職 名

熊本県文化的景観保存調査報告書作成業務嘱託員

2 職務内容

- ・文化財保護法に基づく「重要文化的景観」の現地調査の補助及び調査カード・地図の整理に関すること
- ・画像データ等の整理、庶務関係事務に関すること等

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

- (1) 職 の 区 分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間：令和8年12月1日～令和9年3月31日
- (3) 勤 務 地：熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局内（阿蘇市一の宮町宮地2402）
- (4) 勤 務 時 間：9:00～16:00（週4日）
9:00～15:00（週1日）
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内
※定められた勤務時間外に勤務を命じることはありません。
- (5) 休 憩 時 間：12:00～13:00
- (6) 休 日 等：土、日、祝日
- (7) 休 暇 等：年次有給休暇 なし
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり
- (8) 報 酬 等：①報酬日額 6時間 7,428円～8,811円、5時間 6,190円～7,342円
②通勤費用 実費相当額を支給
※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※2 報酬日額、通勤費用、期末手当、各種手当に相当する報酬については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
- (9) 社 会 保 険：地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (12) 地方公務員法の適用
：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
 - ・服務の宣誓
 - ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・信用失墜行為の禁止
 - ・秘密を守る義務
 - ・職務に専念する義務

- ・政治的行為の制限
- ・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

- (1) 学芸員資格を有する方または学校教育法による大学（短期大学を除く）または大学院において、考古学、歴史学、民俗学等のいずれかを専攻し、卒業（修了）された方
- (2) パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する方
- (3) 普通自動車第一種運転免許を所持する方

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時: 令和8年11月19日(木)
- (2) 合格発表: 令和8年11月24日(火)

8 応募方法

- ・応募者は、令和8年11月13日（金）までに、「採用試験申込書」を阿蘇草原再生画・世界遺産推進課第二班へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合、受付時間は、平日 8:30～17:00 までです。
- ・郵送の場合、11月13日必着かつ必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募者が6名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

【連絡先】〒869-2612

熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402

熊本県企画振興部 地域振興・世界遺産振興局

阿蘇草原再生・世界遺産推進課

第二班 電話：0967-22-1192